

第741回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年11月14日（月）

【出席委員】

飯塚	美紀子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
下山	典子	委員
井門	明洋	委員
田の上	いくこ	委員
藤井	あきら	委員
柳川	雅彦	委員
稲澤	裕子	委員
小室	明子	委員
新倉	吉和	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時 28 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者は 2 名、傍聴人は 15 名となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は、第 30 期の最初の青少年健全育成審議会でございます。本来ですと、審議会開催に先立ちまして生活文化スポーツ局生活安全担当局長の小西より一言ごあいさつをさせていただくところでございますが、本日所用のため次回以降の審議会開催時に改めてごあいさつさせていただければと存じます。

さて、本審議会では、会期ごとに会長をご選任いただくことになっておりますが、会長が決まりますまでの間、私、生活文化スポーツ局若年支援担当部長の米今が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、第 30 期の審議会委員を皆さま方にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

第 30 期の初回でございますので、委員の皆さま及び事務局職員を若年支援課長の下出から紹介させていただきます。

○若年支援課長 それでは、次第の 2、委員の紹介に移らせていただきます。委員の皆さま及び事務局職員をご紹介させていただきます。

お手元に配付してございます第 30 期東京都青少年健全育成審議会委員名簿の順番にご紹介させていただきます。

まず、第 1 号、業界に関係を有する方々でございます。

出版倫理協議会議長、山了吉委員でございます。

○山委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 映画倫理機構専務理事・事務局長、石川知春委員でございます。

○石川委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 日本フランチャイズチェーン協会顧問、伊藤廣幸委員でございます。

○伊藤委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 続きまして、第2号、青少年の保護者を代表される方々でございます。

東京母の会連合会理事、加藤美恵子委員でございます。

○加藤委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 東京都地域婦人団体連盟事務局、下山典子委員でございます。

○下山委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 東京都公立中学校 PTA 協議会顧問、井門明洋委員でございます。

○井門委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 続きまして、第3号、学識経験を有する方々でございます。

東京都議会議員を五十音順でご紹介します。うすい浩一委員でございますが、本日欠席でございます。

田の上いくこ委員でございます。

○田の上委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 土屋みわ委員でございますが、本日欠席でございます。

藤井あきら委員でございます。

○藤井委員 はい、よろしくお願ひします。

○若年支援課長 BPO 放送倫理・番組向上機構青少年委員会統括調査役、柳川雅彦委員でございます。

○柳川委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 帝京大学法学部教授、天日隆彦委員でございます。

○天日委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 昭和女子大学特命教授広報担当参事、稲澤裕子委員でございます。

○稲澤委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 東京都専修学校各種学校協会専務理事、飯塚美紀子委員でございます。

○飯塚委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 続きまして、第4号、関係行政機関の職員の方々でございます。

東京法務局人権擁護部長、大宮由紀枝委員でございますが、本日欠席でございます。豊島区子ども家庭部子ども若者課長、小澤さおり委員でございますが、本日欠席でございます。警視庁生活安全部少年非行対策官、古畑雄二委員でございますが、本日欠席でございます。

続きまして、第5号、東京都の職員でございます。

生活文化スポーツ局都民安全推進部長、小室明子委員でございます。

○小室委員 よろしくお願いいいたします。

○若年支援課長 福祉保健局児童相談センター次長、新倉吉和委員でございます。

○新倉委員 よろしくお願いいいたします。

○若年支援課長 教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事、松崎真理子委員でございます。

○松崎委員 よろしくお願いいいたします。

○若年支援課長 続きまして、事務局をご紹介させていただきます。私、若年支援課長の下出でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

その他課長代理、その他審議会担当の職員が同席させていただいております。

以上、ご紹介させていただきました。どうぞよろしくお願いいいたします。

○若年支援担当部長 それでは、次に、次第3、会長の選出に移りたいと思います。条例第22条第1項に基づきまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、どなたかご推薦をいただければと存じます。

○伊藤委員 はい、では、私からご推薦申し上げたいと存じます。お手元の名簿の中にございます第3号学識経験を有する方の欄にございます飯塚委員を推薦したいと思います。飯塚様は、生活文化スポーツ局の前身でございます生活文化局の方で要職に就かれていたとお聞きしてございます。従いまして、この審議会の在り方、青少年の健全育成という観点からも十分な見識をお持ちだと存じますので、ぜひ当審議会の会長をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○若年支援担当部長 伊藤委員ありがとうございます。ただ今、飯塚委員をご推薦というご提案をいただきましたが、皆さまいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

○若年支援担当部長 はい、ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ではございますが、飯塚委員に会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

では、会長からごあいさつをいただきますとともに、その後の議事進行をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいいたします。

○会長 ただ今ご推薦いただきました飯塚美紀子でございます。改めて、よろしくお願いいいたし

ます。座らせていただいて、一言ごあいさつさせていただきたいと思います。

この審議会、第 741 回ということで、非常に長い歴史を持つ審議会でございます。その間、本当に皆さま方というか委員の方や事務局職員の方々、その他いろいろな方々のお力添えの中で真摯な議論を重ねていらっしゃったというふうに私は認識しております。今期の審議会におきましても、審議会の大事な中立性、それから公平性、それから皆さま方の自由な意見の展開の場ということを大切にしながら審議会運営をさせていただきたいと思いますので、どうぞお力添えをよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、次第の 4 です。会長代理の選出を行いたいと思います。条例の第 22 条第 3 項に基づきまして、会長の私から指名をさせていただきたいと思います。

前期に引き続きまして、天日委員にお願いしたいと思っておりますが、天日委員いかがでございますでしょうか。

○天日委員 はい。

○会長 ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、会長代理から一言ごあいさつよろしくお願いいたします。

○会長代理 天日でございます。座ってお話しさせていただきます。

私、青少年健全育成審議会委員を仰せつかりまして 5 年目に入ります。この間、特に、コロナ禍の状況の中で審議をどうするかとか、さまざまな問題がありました。これからもさまざまな、また問題が持ち上がってくるかと思えます。表現、言論の自由、表現の自由を最大限尊重しつつ子どもたちを守っていく、そういうことを基本に務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それでは、次に次第の 5、審議会の運営等に関する事項の確認について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、ご説明いたします。本審議会は、東京都青少年の健全な育成に関する条例及び参考資料の 2 ページに記載しております東京都青少年健全育成審議会運営要領に基づき運営を行っております。本日は 30 期の最初の審議会となりますので、会議資料とは別に、別添で「東京都青少年健全育成審議会の運営等」と記しました資料を机上にお配りしております。

まずは、こちらに基づきましてひととおり説明申し上げたいと思います。

まず、資料の 1、定足数及び表決数でございます。条例第 24 条に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。

議事につきましては、会長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによるとされております。

各回の出席委員につきましては、会議の冒頭で出席人数及び定足数に達しているか否かの報告をいたします。

次に、運営要領に基づく 2、審議会の任務でございます。(1) 知事が図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して意見を述べることとなっております。

次に、(2) 知事が図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して意見を述べることとなっております。

(3) 知事が広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更、その他必要な措置を命ずるに際して意見を述べることとなっております。

次に、運営要領の 3 に基づく 3、審議の方法でございます。

(1) 図書類は、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し審議いたします。原則として、審議会当日にこの場でご覧いただいております。ただし、審議会において閲覧又は観覧が困難なものにつきましては、審議会開催前に当該図書類を閲覧又は観覧し審議いたします。

なお、条例第 8 条第 1 項第 2 号、いわゆる新基準、新基準につきましては後ほど説明いたしますが、この新基準に該当し、諮問される図書類につきましても審議会開催前に当該図書類を閲覧又は観覧できるようにいたします。

さらに、新基準の審議に当たりましては、諮問図書類ごとに設定や描写のあるページ等について整理した資料を作成するなどの対応をいたします。

(2) 映画等につきましては、委員が審議会開催前に当該映画等を観覧し、審議会において審議することとなっております。

(3) がん具類と、(4) 刃物につきましては、審議会当日、実物を見ていただき審議することとなっております。

(5) 広告物につきましては、審議会において当該広告物の写真を見ていただき審議することとなっております。

次に、4、推奨及び指定等に関する基準でございます。

優良な図書類の推奨につきましては、右肩に参考の 1 と記載されました資料を別添でお配りしております。配布しました参考資料をおめくりいただきまして 5 ページをご覧くださいと存じます。

資料、参考の 3 と記載されましたこちらが優良図書類等の推奨基準でございます。こちら、施行規則の第 2 条でそれぞれ基準が規定されております。

不健全図書類等の指定基準につきましては、さらにおめくりいただきまして、資料の 6 ページ及び 7 ページをご覧くださいと存じます。資料 6 ページに施行規則第 15 条でご覧のとおり規定してございます。

条例第 8 条第 1 項第 1 号の定める基準として、著しく性的感情を刺激するもの、甚だしく残酷性を助長するもの、著しく自殺又は犯罪を誘発するものの基準が規定してございます。

また、第 8 条第 1 項第 2 号の強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写又は表現するものの基準が規定されております。

なお、当該規定は、平成 22 年の条例改正により新たに設けられたもので、いわゆる新基準というものになります。条例改正に際しましては、都議会において、「規定の適用に当たっては、作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用すること、また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など適正な運用に努めること」という付帯決議が付されました。

続きまして、指定がん具類の基準でございます。参考資料の 8 ページをご覧くださいと存じます。施行規則第 16 条で規定しております。また、指定刃物の基準につきましても、8 ページに記載しております施行規則第 17 条で規定しております。

以上が推奨及び指定等に関する基準でございます。

次に、先ほどのまた、運営に関する資料にお戻りいただきまして、5、専門委員でございます。条例第 20 条第 2 項及び運営要領の 4 に規定されております。現在置かれている専門委員は、条例第 8 条第 1 項第 2 号、先ほど申しましたいわゆる新基準に関するものです。専門委員の調査事項は、新基準の付帯決議にある条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨に関するもので、当該事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告いたします。

続きまして、その下、6、小委員会でございます。条例第 24 条の 2 及び運営要領の 7 に規

定されております。審議会開催直後の時期に販売等をされております図書類につきまして、迅速に不健全な図書類を指定する必要があると認められる場合など、運営要領の7の(1)ア、イに該当する場合に設置いたします。小委員会は、会長又は会長代理及び委員5人をもって組織され、原則として順番に指名しております。

続きまして、会議の公開に関する事項について説明をいたします。

まず、7、会議の公開でございます。運営要領の5(1)に審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができると規定されております。

なお、前期までの審議会が、審議・調査部分について非公開とした理由を参考までに記載しております。①不健全図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等がある、②出版社等の利害関係者や都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがある、③非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている、これにより前期は調査・審議事項を非公開といたしました。

次に、8、会議録の公開でございます。運営要領の5(2)のとおり、審議会の会議録等は公開するものとします。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所は除くこととしております。具体的には、第5号の都の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当することから、委員のお名前や、これに関連する事項は伏せ字としております。

なお、関係行政機関の委員及び都職員の委員は、職務遂行という観点から氏名等については原則公開としております。

次に、会議録等の公開時期でございます。会議資料につきましては、およそ10日後に、会議録につきましては、およそ1か月半後にそれぞれ公開しております。

以上が審議会の運営等となります。会議や会議録の公開について、今期も前期同様の運営でよろしいか、ご意見等をいただきたいと思います。

○会長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、今期の青少年健全育成審議会の運営について委員の皆さまから何かご意見等ありましたらお願いできればと、挙手でお願いしたいと

思います。よろしく申し上げます。藤井委員。

○藤井委員 はい、ありがとうございます。会議の公開と会議録の公開について、私の意見を申し上げます。

これまで、この青少年健全育成審議会ですが、審議の部分は非公開で行われているということですが、私はこれまで1年近くこの審議会、関わってまいりまして、公開してもいいのではないかとこのように考えているというのが1点目であります。

会議録の公開に関してもですが、こちらさまざまな議論があるところではあるかと思いますが、少なくとも私の意見に関しては公開してもいいと思っておりますし、また、氏名公開もいいのではないかと思います。ただ一方で、7の公開の部分と、これはまた議論が重なってくる部分ではあるかと思うんですが、もし会議自体を非公開にして、議事録の公開という話も、すぐは難しいという議論もあり得るかと思っております、ちょっと検討いただきたいこととしては、この理由の中に、直接意見が寄せられる可能性があるなど自由な意見陳述が困難になるおそれがあるということですが、例えばですけども、氏名の公開は1年後とか少し時間を開けてするなどして対応することもできるのではないかと思っております。私は、全て最初から公開してしまってもいいんじゃないかと思っはいるんですけども、そういった段階を経た公開というのもあり得るのではないかとこのことで意見を申し上げさせていただきます。

○会長 はい、ありがとうございます。続きまして、他に皆さま方のご意見、どうぞ挙手、はい、田の上委員お願いします。

○田の上委員 はい、私からも意見を申し上げます。私も会議自体、例えばインターネット中継であったり、そういった形での公開、そしてまた、傍聴人を含めての公開、そしてまた、会議録も含めて公開ということでいいと思っております。公開をした方がいいと思っております。

1つ、ちょっと分からないので教えていただきたいのは、7番の①のところに、図書類等の名前についての記述があるんですが、「指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等がある」というふうに書いてあるので、この辺りをもう少し詳細に教えていただけないかと思っております。

というのは、公開にした場合に、委員がその図書を広げているのを見れば、その図書名というのが分かってしまうので、そこが一体どのような影響があるのかということをお教えいただければと思っております。

○会長 事務局の方から、いいですか、今のご質問に。

○若年支援課長 はい、田の上委員のご質問についてお答えいたします。会議を公開した場合でございませぬども、現在、会議の中ほどで行っております図書類等の調査・審議のところをもし公開ということが決定しましたら、その部分を公開するということになります。

その際、机の上に図書類を置くだけではなくて、事務局の方から図書の詳細について口頭でご報告をしていくということになりますので、その時点で諮問、調査・審議している図書類の名前というのが明らかになるということになります。もし、この場合、その審議時点での情報が出てしまった場合、仮にこの諮問された図書が不健全図書指定となった場合、後日、時間を置いてプレス発表され、又は、東京都広報に告示されることとなりますが、その前の段階でこの図書について指定が決まったということになった場合には、書店等におきまして、プレス発表、告示の前からその販売が行われなくなってしまふ、そういう意味で不利益をもたらすおそれがあると。また、その図書類の作家の方に対しても、告示の前に、そういう名誉等に不利益をもたらすおそれがあるという、そういうところがございます。以上でございます。

○会長 では、田の上委員。

○田の上委員 ご説明ありがとうございました。時間的なものであるのかなというふうに思っております。先に審議の段階で図書名が出てしまうと、書店、出版社等に影響が先に及んでしまうというような、告示前に出てしまうともあるというようなお話であったかと思ひます。

そうであれば、例えば、分かりませぬけれども、ブックカバーのような形で表紙が見えないようにすればできるのかとか、若しくは、説明の際に注意を払ってご説明いただければいいのではないかと、そんなふうにも考える次第でございます。今のご説明をいただいた時点で、私はやはり公開でよろしいかなというふうに思っております。意見です。

○会長 山委員、よろしくお願ひします。

○山委員 議員としてここに参加されている方々は、1年目か2年目ですかね。私は関わって8年以上たちます。なぜずっとこのような審議形式で来たのかということですが、それは審議内容というか、会議の情報がいとも簡単に漏れてしまうからなんですよ。出版社が東京に集中しており、それだけに注目されていて、このネット社会になり、SNSとかで情報が漏れて流されるんです。それは我々が想像する以上に大きいのです。

それで、その漏れてしまった情報は、ネット通販で販売しているところに影響を与え、販売停止や制限がかかるケースが出ます。ですから、この審議会の情報管理は、どうしても慎重に

ならざるをえないというのが正直なところなんです。

また先ほど、参加している各団体の個人名も公開したらどうかと言われましたが、これが今のようにアルファベットで出されていても団体の誰がしゃべったかっていうことがネット上に漏れまして、5年くらい前でしょうか、ある委員の方が、厳しいノイローゼの状態になり、もう降りたいという相談を受けたことがあるんです。つまり、発言した本人、個人が特定されるわけです。だから議員さんのような公人なら仕方ありませんが、各種団体から派遣されている方々の個人名というのは慎重に扱うべきだと判断しております。

この審議会が持つ影響力といいますか、全国への波及を考えますと今までどおりの体制が良いかと思います。慎重すぎるきらいもあるかもしれませんが、このような影響を考えますと今の状態を尊重したいと存じます。

○伊藤委員 私も山委員の意見に賛成でございます。この会議の公開につきましては、この審議会の決定で非公開とすることができるとうたってもございますので、ぜひ非公開ということで進めさせていただければと思います。以上です。

○会長 はい、加藤委員。

○加藤委員 私はかつて、他の審議委員の役をお受けしたことがありました。その場合は、公開ということでしたが、後で電話や手紙でだいぶお叱りを受けた経験がございます。山委員のおっしゃるように、慎重にすべきだと思います。

非公開にする理由の③にありますように、議論の内容自体に透明性が確保されている、ご覧になれる、ということであれば、ここですぐ名前を出す必要はないと思います。

実際の経験から、行政に相談したこともありますが、そのようなことは、今の SNS やその他で、10年、15年前よりも過激になっているので、ここは慎重に扱った方が良いというのが私の考えです。

○会長 今、過去のお話が出たので、事務局の方でこれまでのこと、何かご説明ありますか。

○若年支援課長 はい、この会議の公開、会議録の公開につきまして、過去にありました意見や事例等について簡単にご紹介したいと思います。

まず、先ほど話も出ましたが、会議を全て公開した場合、田の上委員のお答えの話になりますけども、指定図書が告示前から販売されなくなりまして、営業上の利益が侵害されるおそれというのがあるんじゃないかというご意見がございました。

また、会議の段階で公開した場合、逆に青少年による駆け込み購入が起きるおそれがあるの

ではないかという意見もございまして、過去、実際に駆け込み事例が起きたという情報が寄せられたことも聞いてございます。

また、事例といたしまして、先ほどの議論にもございましたが、委員が審議会での意見を牽制するような内容の言動を外部から受けた事例があるというふうに聞いてございます。

また、こちらは意見ではございませんが、仮に、公開した上で指定されなかった場合も、指定候補であることが明らかになりまして、作者の名誉や出版社の営業上の利益が侵害されるという、そういうおそれもあるのではないかと事務局では考えてございます。

また、会議録の公開に関することでございます。意見でございますが、過去、都議会議員の委員の氏名だけについては公開してもいいのではないかという議論もございました。もし、議員の氏名だけ公開されますと、その他の委員の名前も範囲が狭くなりまして、特定されやすくなるのではないかという意見が過去にございました。

また、各団体を代表してる委員の方々の見解も十分踏まえて決定すべきという意見もございました。

また、最後になりますが、都議会議員の方々につきましては、学識経験者委員の一部でありまして、ここだけ切り分けて独立して考えていくのはまた別の議論なのではないかという意見も過去にはあったところでございます。以上でございます。

○会長 他の方でご意見、特に、公開した方がいいのではないかと、これまでの前期と違う形でというご意見ございますでしょうか。藤井委員。

○藤井委員 ちょっと確認を事務局にさせていただきたいんですが、この7番の会議の公開のところ、非公開とすることができるというふうになっているかと思うんですけども、「原則は」公開することであるという理解でよろしいでしょうか。

○若年支援課長 はい、原則は公開でございます。ただ、ご覧の記載にあるとおりでございます。調査及び審議に係る部分については、審議会の決定として非公開とすることができるものでございます。

○藤井委員 会議のところについては理解をしました。

○会長 他にございますでしょうか。事務局は他には説明よろしいですか。

○若年支援課長 はい、本日、都議会議員の委員2名が所用により欠席をされておりますけども、この欠席された都議会議員委員の2名のご意見も事前にお伺いしてございます。こちらについて簡単に紹介をさせていただきたいと思います。

まず、うすい浩一委員でございます。「会議は公開が望ましいが、公開した場合に出版社等が受ける不利益などもよく検討し、対応を決めるべき。また、議員は本来、会議録に氏名を載せるべきだが、その場合、他の委員が特定されやすくなるとの意見があると聞いており、委員全体で決めていただければと考えている。」というご意見を頂いております。

また、土屋みわ委員でございます。「議事の調査審議の部分について、また、議事録における委員名の表記について、どちらも公開した方が望ましい。ただし、委員のなり手がなくなるなどの問題があることを聞いておまして、他の委員の意見も踏まえて決めていただければと考えている。」と、というご意見をいただいております。以上でございます。

○会長 はい、ここまでさまざまなお意見をいただきましたけれども、今期についても、会議や議事録の公開については前期と同じような形でという委員の方が多いうございますので、これらについては前期と同じような形で行うということによろしゅうございますでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、ありがとうございます。

どうぞ。

○会長代理 都議会議員のお2方がその点で納得されるかどうかということになると思います。お話を伺っていて、都議会議員とそれから団体の代表では、ちょっと立場が違うと思います。ですから、団体の代表に都議会議員と同じように名前の公表を求めるのは、ちょっと厳しい、酷じゃないかというふうに私は受け止めております。

ただ、都議会議員の方々については、公表されてもそれほどおかしいことではないので、それについては検討してもいいのかなと。ただ、それではまた範囲が狭まってしまうとか、また付随する問題もありますので、その辺、藤井委員、いかがでしょうか。

○藤井委員 ありがとうございます。幾つか方法はあるんじゃないかなと思いついてはいたんですが、多分、都議会議員に関しては、先ほどの欠席されてる方のご意見も含めても、都議会議員の名前を出すこと自体は、特に問題がないんじゃないかというふうに思っております。

既に、行政の関係者、関係行政機関等の職員の皆さんは、もう名前も出てるということでありまして、そこに4人追加されても半分は名前が出てない状況というのも変わらないんじゃないかというふうには思います。少しパイが減ってしまうというのはあるかもしれませんが、というのは思うところであります。

もう1点、例えばですけど、団体名、個人名を出さないのであれば団体名を出すであったり

とかということも可能性としてはあるんじゃないかなと思うところと、ちょっと話が拡散しちゃうんですけど、都議会議員だけに絞るのであれば、ぜひ出して、私としてはいいんじゃないかと思います。以上であります。

○田の上委員　さまざまな方々からご意見を頂戴しまして、非常に懸念している部分等も理解することができました。非公開ということは、やむを得ないかとは思いますが、ただ、一方で、藤井委員が指摘したように、原則は公開であって、非公開とすることができるという文言があり、そして、これからの時代、情報公開というものが主流であるというところを鑑みながら、今後も、今回だけに限らず、どうやったら公開ができるのかというところをぜひ引き続き継続して検討していただきたいと、そのように思っております。

○会長　とても鋭いというか、ありがたいご指摘だというふうに、会長としても、私も思います。今、団体の皆さま方のご意向というのも諮ったところでは、非公開というお気持ちで一致していらっしゃるということもございますので、今の委員からの課題の投げ掛けも事務局の方で受け止めて検討し、また、都議会議員の委員の方のご意見も踏まえということで、今期に関しては、前期と同じような形で進行したいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。再度の確認になりますが。

<「はい」の声あり>

○会長　はい、それでは、ありがとうございました。

次に、移らせていただきたいというふうに思います。

続きまして、議事の6、条例に基づく事務の施行経過について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長　それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。本日、初めて出席されている委員の方もいらっしゃいますので、少し丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の9月12日から11月13日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書類の指定については、前回審議会のご意見を踏まえまして、1誌を指定図書類とすることを決定いたしました。9月15日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、

9月16日に告示いたしました。

また、インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座『ファミリーeルール講座』を合計132回開催いたしました。

その下でございますが、指定図書類や成人マーク付きのいわゆる表示図書類の販売状況の確認調査を行う東京都青少年健全育成協力員の活動状況、及び、都職員による店舗への立入調査に関する活動状況は後ほど説明をいたします。

また、本日の審議会に先立ちまして、11月9日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして、4ページ、5ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の9月、10月分の活動状況でございます。不健全図書として指定された図書類につきましては、店舗側で図書類を包装し、仕切板を付けるなどして、他の図書類と明確に区分して陳列するとともに、青少年への販売等を制限する掲示、例えば、「18歳未満の人は、この棚の雑誌を購入、閲覧できません」といった掲示をすることが条例で定められております。

また、成人マーク付きのいわゆる表示図書類についても、区分陳列等をするよう努めなければなりません。

そこで、東京都では、地域で青少年健全育成活動や、非行、犯罪防止活動に取り組んでいる方を区市町村や警視庁から推薦していただき、その方々を青少年健全育成協力員として委嘱し、各店舗で条例に基づいた販売等が適切に行われているかどうかの確認をしていただいております。各協力員は、店舗等で販売状況を確認し、東京都に報告書を提出していただいております。10月までに委嘱しております協力員は637名です。9月の活動者数は37名、調査店舗数は194店舗でございました。10月の活動者数は35名、調査店舗数は154店舗でございました。

この調査で確認する図書類につきましては3種類ございます。1つ目は、不健全図書として

指定した『不健全指定図書類』、2つ目は、成人向けマークなどのマークが付いた『表示図書類』、3つ目は、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌である『類似図書類』でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表にお示しております。

まず、不健全指定図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗は、9月、10月ともございませんでした。

また、10月は、表示図書類の区分陳列がなかった店舗が1店舗ございました。この調査結果を受けまして、今後、職員による立入調査を行う予定となっております。

なお、指定図書類の区分陳列等は罰則付きの義務となっております。そのため、適切に販売されていない状況を確認した場合、協力員が都に電話等で連絡し、都の職員が立入調査を実施することとなっておりますが、9月、10月は指定図書類が適切に販売されていないといった通報等ございませんでしたので、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。6ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページには9月分、7ページには10月分の実施状況をそれぞれ記載しております。

書店等や映像ソフト、ゲームソフトの立入調査では、協力員が行う調査と同様、指定図書類等が正しく販売されているかどうかの確認をいたします。

また、青少年からの買受けを制限している古本屋等の古物商が年齢確認等をしているのかの確認調査を、古本屋等では区分陳列等の確認とともに実施しております。

また、職員の立入調査では、その他にも、条例で午後11時以降の深夜に青少年を施設に立ち入らせてはならないと定めているカラオケボックス等について、深夜に青少年を施設に立ち入らせないように立入制限の掲示や年齢の確認をしているのか、また、ネットカフェでは青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限をする、フィルタリングをしているかどうかなどの実態調査をしております。

9月、10月ともに、一番目の表、書店等への立入調査、2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、及び、4番目の表、古物商への立入調査において、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして、8ページ、9ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、雑誌・ビデオ

類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置する時には、自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることとなっております。①でございますが、9月、10月末時点の区市町村別届出台数一覧でございます。都内の設置箇所数は、両月ともに8カ所、設置台数は33台で前月から変動はございません。自動販売機立入調査については、9月、10月は実施してございません。

条例に基づく事務の施行経過については以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

それでは、ご質問ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。

では、よろしいですか。先ほど、今期につきましても調査・審議事項は非公開とすることにしたので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

調査・審議事項と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1173号でございます。

おめくりいただきまして2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年8月30日から令和4年10月25日までの間に都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計193誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「BAMBOO COMICS [Qpa collection]もっと！えっちは週7希望ですっ！」令和4年10月31日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は2回でございます。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、11 月 9 日に自主規制団体から意見を聴取して 3 ページに取りまとめてございます。3 ページをご覧いただければと存じます。計 14 名の方からご意見を伺っております。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 9 名です。その主な内容は「絵が上手く恋人同士の恋愛感情や心理状態が良く分かる作品。暴力的・強制的なシーンはないが、性描写が多すぎる。挿入時の下半身の描写、擬音、体液描写が激しく卑わい感はぬぐえない。性器は修整されているが形状が分かる。成人向き。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は 5 名で、その主な内容は「相思相愛のラブコメとして楽しく読める。性器描写の修整も配慮されており、人格を否定する性的行為を連想させるものもない。指定非該当」などでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ただ今の事務局の説明について、ご質問ございますでしょうか。特によろしければ調査に入ってください。

<図書審査>

○会長 皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。延長のご要望、よろしいですか。はい。

それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からのご意見をいただきたいと思えます。それでは、C 委員よろしく願いいたします。

○C 委員 はい。諮問される BL 作品のひとつの典型みたいなところがあります。ただ、人格否定とか暴力、器具を使う、強制するような箇所はほとんどないんですが、このカップルの性的欲求を満たす行為、セックスのシーンが多過ぎます。その描写ですが、性器やセックスそのものの修整はかなりされていますが、大胆過ぎる描写が過剰で青少年が手に取るコミックとしては適さないと思えます。指定でお願いします。

○会長 はい。次に E 委員、お願いいたします。

○E 委員 はい、私も同様です。コミカルなストーリーですが、ほとんどが性描写で、性器の修整も甘いところが多いですし、擬音、体液描写も多い。どうしても卑わい感は否定できないと

思いますので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。次にI委員、お願いします。

○I委員 はい、私は、非常に悩んでおります。全編大部分が対象箇所ということなのですが、これまでの委員と同様で、私もこのストーリー自体に人格否定であったりというところはないかなと思っておりまして、いわゆるBLの範囲の中での恋愛のお話なのかなと思っております。

あと、もう1点、私が気になったのは、全体から感じる卑わい感がどこまであるかというところではあるんですけども、個人的には、そこまで全体から卑わい感は少ないんじゃないかなと思っております。

ただ、一方で、性交シーンに関して、一定程度やはりあるなというところと、その性交シーンの描き方というのが過激というか、卑わい感を感じるものであるとは思いますが、その箇所に関してはですね。なので、ちょっと全体、全編大部分がそうかと言われると、そうじゃない部分も比較的あるんじゃないかと思いつつ、ただやはり、青少年のレベルは超えてるので、指定該当やむなしかなと思います。指定該当やむなしでお願いいたします。

○会長 分かりました。G委員、お願いいたします。

○G委員 はい、私は指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい。小室委員、お願いいたします。

○小室委員 はい、指定該当でお願いします。非常に性交に関するシーンが多く、性器の修整も甘いので、形状が明らかに分かります。全体として、体液、擬音の描写も多い、卑わいなページが非常に多いと感じます。そのため、成人向きで、青少年にはふさわしくないということで指定該当でお願いします。

○会長 はい。F委員、お願いします。

○F委員 はい、修整が甘くて形も分かりますし、性描写も多く、卑わい感は拭えませんが、青少年にはふさわしくないという考えから指定該当でお願いします。

○会長 はい。A委員、お願いします。

○A委員 私もちっといろいろ悩むところなんですけれども、ちょうど自主規制団体からの聴き取り結果、3ページの上から6番目の方の意見が近いかなというふうに思っております、私の意見にですね。はい。ストーリー性があるので、割と読みやすくて、ちょっとポップな感じもあるんですけども、性交シーンについては、すごく長いというか多いという感があり、性器の形状も分かるということで、区分陳列の対象ではないかというふうに思っております。以

上です。

○会長 はい。次に、J 委員お願いいたします。

○J 委員 はい、人格否定的な表現はないようではすけれども、性交シーンが大変多く、擬音、体液が激しく描写されています。また、男性器の修整が甘くて、形状が分かりやすいというところで指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。次に、松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 指定該当でお願いいたします。作品の内容はコミカルタッチで描かれており、暴力的、強制的なシーンですとか、人格否定の部分はございませんが、擬音、体液描写が激しく、あまりにも性描写が多過ぎるということで、青少年が手に取って見た時には影響力は大きいというふうに判断いたします。以上です。

○会長 はい。次にB 委員お願いいたします。

○B 委員 はい、擬音等の描写が激しく、性交を強調するシーンが多いと感じました。指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。それでは、H 委員、お願いいたします。

○H 委員 はい、人格否定はないんですけれども、とにかく性器の修整が甘いです。それと、性交場面が非常に多く、擬音の描写も多いと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。それでは、新倉委員、お願いいたします。

○新倉委員 はい、指定該当でお願いしたいと思います。性交シーンが全体を通じて、多いということと、また、擬音、体液描写も激しく、卑わいな感じを与えるものというふうに思いました。以上です。

○会長 はい。それでは、D 委員、お願いいたします。

○D 委員 はい、指定該当でお願いいたします。皆さま、もう既にご指摘されてらっしゃるように、性交シーンの描写が非常に露骨過ぎるなという印象と、あと、全編を通じて性交の割合が非常に高く、これは成人向けというふうに判断しました。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。会長代理、お願いいたします。

○会長代理 はい、指定該当でお願いします。人格否定の場面というのはないですけれども、性的行為を露骨に描写し、卑わいな感じを与えると、これに該当すると思いますので、指定でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。最後は、私の意見でございますが、私も指定該当だと

考えております。皆さまご指摘のとおり、性描写、それから擬音、修整の甘さ等がありますので、指定該当やむなしというふうに考えているところでございます。

それでは、本日、諮問された図書類につきましては、委員の皆さま全員が指定というご意見でございますので、この審議会は多数決で決めさせていただきますので、答申として指定該当でよろしゅうございますでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 それでは、1誌指定ということで答申させていただきます。

では、事務局から連絡事項等、お願いいたします。

○若年支援課長 はい、都民の申出につきましては、9月、10月はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。作品名は「注文に時間がかかるカフェー 僕たちの挑戦-」、申請者は奥村安莉沙氏。試写会が12月6日火曜日15時50分から。試写会場は中央区にありますTCC試写室 Tokyo Cine Centerでございます。なお、DVDでの視聴も対応可能でございます。

事務局からは以上です。

○会長 はい。本日の調査・審議事項について、何かご質問等ございましたらお願いします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいませよう、よろしくをお願いします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明お願いいたします。

○若年支援課長 まずは、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申になりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

告示予定日は、令和4年11月18日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年11月17日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公表は、公開をお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は、令和4年12月12日月曜日の15

時 30 分からでございます。場所は、今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 4 時 55 分閉会